

社会福祉法人裾野市社会福祉協議会シングルペアレント応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人裾野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が裾野市に居住するシングルペアレント及びその家族の生活安定を図るため、食料及び日常生活に必要な物品等の提供による支援を実施するため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は次に定める事項にすべて該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であって、子ども等（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、現に就業していない者をいう。以下同じ。）を監護するひとり親等。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。

ア 配偶者と死別または離別により、ひとり親の状況にある者

イ 婚姻によらないで父又は母となった者であって、ひとり親の状況にある者

ウ 虐待等の被害から逃げるため配偶者と別居して、ひとり親の状況にある者

エ 両親と同居していない孫を扶養している単身の祖父母

(2) 裾野市の住民としての意思をもって居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に登録され、かつ生活の本拠が裾野市にあること。ただし、前項ウの状況にあるものは住民登録等を問わない。

(3) 前年度の住民税が非課税であること、または、申請時点で収入状況が非課税の基準内にあることを証明できること。

(4) 同一敷地又は建物内に、子又は孫以外に、父又は母並びに第三者と現に同居又は生計を一にしてないこと。

(対象者の認定)

第3条 この要領による支援を受けようとする者は、シングルペアレント応援事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて本会に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の居住状況が分かるもの（住民票謄本、健康保険証の写しなど）

(2) 収入が住民税の非課税基準以内であること（非課税証明書、直近給与明細書など）

(3) その他本会が必要と認める書類

2 本会は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、その書類を審査し、支援対象者と認めるときは、申請者に対し、シングルペアレント応援事業対象者認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

3 前項の認定証の期限は、認定日から翌年の3月31日までとする。

(支援事業)

第4条 本会は、前条の規定による認定証の交付を受けたシングルペアレントを支援するため、次の事業を実施する。

(1) 食糧支援事業

緊急支援は「フードバンクしずおか」へ食糧提供の要請を行うとともに、本会が3日分の食糧を独自に提供する。

通常支援は不定期に、食料寄付により配分できる状態になった時、認定者に案内し、支援の希望を募って提供する。

(2) 生活用品支援事業

日常生活の必需品として、次に掲げる物品を認定者の希望により2か月ごとに提供する。

- ・粉ミルク (一人2か月分)
- ・紙おむつ (一人2か月分)
- ・生理用品 (一人2か月分)
- ・シャンプー、ボディソープ (世帯の2か月分)
- ・歯ブラシ、歯磨き (世帯の2か月分)
- ・キッチン洗剤、洗濯洗剤、柔軟剤 (世帯の2か月分)

(3) 学用品購入支援事業

認定証交付世帯の小学生から高校までの在学児童生徒に対し、次年度の学用品や履物を購入する資金を援助するため、1年に1度予算の範囲での商品券を交付する。

(認定の取消し)

第5条 本会は、第3条第2項に定める認定証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により認定証の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第2条の対象者の要件を失った場合
- (2) 本会が支援の取消しが相当であると認めたもの

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。